

令和7年度
睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）が、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して助成を行い、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）スクリーニング検査の受診を促進し、患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて、健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(申請受付期間)

第3条 申請受付は、令和7年4月1日から令和7年12月26日までとする。
ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(指定検査・医療機関)

第4条 SASスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は、次に掲げる機関とする。

(1) NPO法人 睡眠健康研究所

〒156-0041 東京都世田谷区大原2-15-15

TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956

(2) NPO法人 ヘルスケアネットワーク

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階

TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261

(3) 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階

TEL 03-3359-9010 FAX 03-3356-5454

(対象の検査)

第5条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である、次に掲げる検査とする。

(1) 第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)

(2) 第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査)

(助成金額)

第6条 検査の助成金額は、次に掲げる各号とする。ただし、国からの補助金が交付されたスクリーニング検査に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 第1次検査費用の半額（上限1,000円／人）全ト協500円、奈ト協500円
- (2) 第2次検査費用の半額（上限4,000円／人）全ト協2,000円、奈ト協2,000円
- (3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額
（上限5,000円／人）全ト協2,500円、奈ト協2,500円

(助成適否の事前確認)

第7条 事業者は、助成適用の適否について、事前に協会の確認を受けなければならない。

(検査の予約と申込み)

第8条 前条の確認を受けた事業者は、「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】」を、協会長に提出するものとする。

- 2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1か月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第9条 事業者及び申込者は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】」に署名し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管するものとする。

- 2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。
- 3 申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用および紛失、流失などの無きよう充分注意しなければならない。

(助成金の支払請求)

第10条 事業者は、検査終了後「スクリーニング検査実績報告書【様式1-3】」と指定検査・医療機関発行の検査費明細書の写し及び領収証の写しを添付し、協会に提出するものとする。

- 2 協会は、事業者から提出された実績報告書を「スクリーニング検査助成金請求書【様式1-4】」に1か月ごとにとりまとめ、全ト協に対して助成金の支払を請求するものとする。

(助成金の交付)

第11条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、協会に対して助成金を交付する。

(助成金の支給)

第12条 前条により交付を受けた協会は、事業者に対して速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第13条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 本要綱に記載の無い事項については、協会と全ト協が協議し対処する。

(附 則)

- 1. 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。